令和5年5月30日開催

令和5年度 燕市農業委員会第2回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第2回総会 議事録

- 1. 開催日時 令和 5 年 5 月 30 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分~午前 9 時 58 分
- 2. 開催場所 燕市役所 4階 委員会室
- 3. 出席委員(26名)

1番	山浦	博	11番	澁木	誠治	21番	片桐	正敏
2番	本田	繁	12番	山田	直子	22番	荻原	一郎
3番	三浦	哲郎	13番	江口	保	23番	山崎登	美雄
4番	土田	喜七	14番	渡邉美		24番	小川	芳秀
5番	山上	忠	15番	江辺	耕一	25番	和田	正春
6番	澤口	隆行	16番	金山	吉夫	26番	笹川	勇雄
7番	笠原	久幸	17番	瀬戸	一義			
8番	藤田	浩介	18番	五十屆	പ博子			
9番	遠藤	忠夫	19番	明田第	岸以知			
10番	香 長谷川治仁		20番	阿部	惠作			

4. 欠席委員 (0名)

欠席 0名

欠員 0名

- 5. 会議日程
 - (1) 開会
 - (2) 議事録署名委員の選任
 - (3) 会長報告

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告報告第6号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第7号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定に

ついて

議案第11号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

- (5) 閉会
- 6. 出席した事務局職員 局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹
- 7. 総会議長和田 正春 (会長)
- 8. 議事録署名委員20番 阿部 惠作 21番 片桐 正敏
- 9. 会議の概要 以下のとおり

議長

本日の総会の欠席委員はありません。

なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださる ようお願い致します。

なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。

総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の 出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27 条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。

議長

只今より、燕市農業委員会第2回総会を開会致します。

それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。

議長の指名に一任願えますでしょうか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議長として次の2名を指名致します。

議席番号20番 阿部 惠作 委員及び

議席番号21番 片桐 正敏 委員にお願いします。

議長

次に、日程3の会長報告についてであります。

会長報告第5号から第6号を事務局に一括して報告を求めます。

事務局

会長報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」 の報告であります。農協転貸の解約であります。

受付番号 15 番 横田字中筒東川原の田、1 筆、278 ㎡、売買に伴う利 用権の解約であります。

受付番号 16 番 熊森の田、1 筆、991 ㎡、耕作者の変更に伴う利用権 の解約であります。

事務局

次に、中間管理事業の解約であります。

受付番号17番 笈ケ島字向島の田、計4筆、8,437㎡、所有者の都 合に伴う利用権の解約であります。

事務局

続きまして、会長報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」であります。

受付番号4番 柳山字前畑の田、計3筆、1,334㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。令和3年6月29日、農地法第5条、駐車場。現状回復命令の有無はな

事務局

し。農用地区域外であります。

事務局

受付番号5番 杣木字廿六木の田、1筆、520㎡、現況地目は非農地、 宅地、転用許可等の有無はあり。令和5年2月28日、 農地法第5条、宅地造成(2区画)。現状回復命令の有無 はなし。用途地域であります。

説明は以上です。

議長

事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。

(質問なし)

議長

ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。

議長

それでは、議案第7号「農地転用事業計画変更承認申請について」を 議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第7号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。 受付番号4番 杉柳字杉柳の田、計3筆、2,889㎡、当初計画では倉 庫を建設する計画でしたが、事業内容の変更により計 画を断念し、承継者が倉庫を整備するものです。位置 図、土地利用計画図は、議案資料1~2頁をご覧くだ さい。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件については、去る5月23日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長

5月23日、午前9時30分より、市役所3階301会議室で、第1事前審査委員会、委員13名による審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請1件、異議がなかった事を報告致します。

議長

只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより 審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 「承認」とする事に決しました。

議長

次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を 議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。

受付番号2番 下児木字下テ、他の畑、計2筆、163 ㎡、転用目的は、 農業用物置、通路。位置図・土地利用計画図は、議案資料3~4 頁をご覧ください。

住宅敷地内にある農業用物置と物置までの通路が農地であることが判明したため、申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。

なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委 員会で読み上げさせていただいたところであります。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長

審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査 の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事 を報告致します。

議長

只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 「許可」とする事に決しました。

議長

次に議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議

議長

題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。

受付番号11番 小高字内畑の畑、1筆、207 ㎡、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和5年9月24日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料5~6頁をご覧ください。

現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため 親族の農地を借り受け、住宅を建設するものです。申請 地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地である ことから、農業上の土地利用との調整が整っていると考 えられ、第3種農地であると判断されるところでありま す。

事務局

受付番号 12 番 横田字中筒東川原の田、1 筆、278 ㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 5 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 7~8 頁をご覧ください。

現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため実家近くの農地を譲り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。

事務局

受付番号 13 番 杉柳字杉柳の田、計 3 筆、2,889 ㎡、転用目的は倉庫、契約内容は売買、令和 5 年 12 月 28 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 1~2 頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号 4 番で説明した案件であります。

金属加工販売業を営んでおり、借りている倉庫が手狭となったため、当該地を購入し倉庫を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

事務局

受付番号14番 大曲字居付の田、計2筆、269㎡、転用目的は住宅、

事務局

契約内容は売買、令和5年11月30日完工予定。位置 図・土地利用計画図は、議案資料9~10頁をご覧くだ さい。

現在賃貸マンションに住んでおりますが、手狭となったため当該地を譲り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。

事務局

受付番号 15番 道金字沢田の田、計 2 筆、2,016 ㎡、転用目的は工場 及び駐車場、契約内容は賃貸借、令和 6 年 6 月 30 日完 工予定。位置図・土地利用計画図は議案資料 11~12 頁 をご覧ください。

金属プレス業を営んでいるが、業務拡張のため、会社付近の当該地を賃借し工場及び駐車場を整備するものです。申請地は、水道・ガス管が埋設された幅員 4.0 m以上の道路が前面にあり、500m以内に歯科医院・小池中学校があることから、市街化が見込める地域と認められ、第3種農地であると判断されるところであります。

事務局

受付番号 16番 又新字下組の田畑、計 2筆、202㎡、転用目的は住宅、 契約内容は使用貸借、令和 5年 11月 30日完工予定。 位置図・土地利用計画図は、議案資料 13~14 頁をご覧 ください。

現在住んでいる住宅が手狭となり、親族の農地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。

なお、始末書が添付されておりますので、事前審査 委員会で読み上げさせていただいたところでありま す。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長

審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請6件、異議がなかった事を報告致します。

議長

只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。

議長

次に、議案第10号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案) の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。

事務局

議案第10号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画 (案)の決定について」であります。

議案の8頁をご覧ください。

はじめに公社借入の農用地利用集積計画であります。

15年の集積計画であります。

議案につきましては、事前配布してございますので、利用権の設定年 ごとに一番目のみ読み上げさせて頂きます。

事務局

受付番号 72 番 溝字堤外、他の田、計 20 筆、13,545 ㎡、利用権の 設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 20 年 4 月 5 日までの 15 年、単価については記載のとおり ですので、お読み取りください。

事務局

次に、9 頁をご覧ください。10 年の集積計画であります。 受付番号73 番 東太田字下枯木の田、計7 筆、7,042 ㎡、設定期間 は令和15 年4月5日までの10 年であります。

事務局

次に、35 頁をご覧ください。6 年の集積計画であります。 受付番号 187 番 吉田浜首町の田、1 筆、458 ㎡、設定期間は令和 11 年 4 月 5 日までの 6 年であります。 事務局

次に、36頁をご覧ください。5年の集積計画であります。

受付番号 189 番 杣木字釜屋の田、1 筆、1,021 ㎡、設定期間は令和 10 年 4 月 5 日までの 5 年であります。

事務局

次に、42頁をご覧ください。4年の集積計画であります。

受付番号 218 番 新堀字荒川の田、1 筆、513 ㎡、設定期間は令和 9 年 4 月 5 日までの 4 年であります。

事務局

次に、公社貸付の農用地利用集積計画であります。

15年の集積計画であります。議案の43頁をご覧ください。

こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせて頂きます。

受付番号 49 番 溝字堤外、他の田、計 20 筆、13,545 ㎡、設定期間 は令和 20 年 4 月 5 日までの 15 年であります。

事務局 次に、44 頁をご覧ください。10 年の集積計画であります。

受付番号 50番 東太田字下枯木、他の田、計 24 筆、28,559 ㎡、設 定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 10 年であります。

事務局

次に、68頁をご覧ください。6年の集積計画であります。

受付番号 110番 吉田浜首町の田、1筆、458㎡、設定期間は令和 11

年4月5日までの6年であります。

事務局

次に、69頁をご覧ください。5年の集積計画であります。

受付番号 112番 杣木字釜屋の田、1筆、1,021㎡、設定期間は令和

10年4月5日までの5年であります。

事務局

次に、74頁をご覧ください。4年の集積計画であります。

受付番号 128番 新堀字荒川の田、1筆、513㎡、設定期間は令和 9

年4月5日までの4年であります。

事務局

なお、関係委員の案件として、議案の69頁、公社貸付の受付番号117

番に五十嵐委員の案件があります。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会 が開催されていますので、関係委員の案件である公社貸付の受付番号

117番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致しま

す。

三浦委員長

審査の結果、関係委員の案件である1件を除く農地中間管理事業の集積計画公社借入147件、公社貸付79件、異議がなかった事を報告致します。

議長

只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、 委員長報告のとおり、受付番号 117 番を除いて農用地利用集積等促進計 画は「決定」とする事で、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 農用地利用集積等促進計画を「決定」とする事に決しました。

議長

それでは、関係委員である、議席番号 18 番 五十嵐 博子委員は退室 願います。

(関係委員 退室 午前9時50分)

議長

それでは、関係委員の案件、受付番号 117 番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長

審査の結果、受付番号 117 番について、意見はなかった事を報告致します。

議長

只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 「決定」とする事に決しました。

議長

関係委員は、入室願います。

(関係委員 入室・着席 午前9時52分)

議長

退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決

定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。

議長

次に、議案第11号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見 について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第11号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。

農振計画の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。 こちらにつきまして、担当課である農政課に交代して、説明をしてい ただきます。

(農政課:説明)

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長

審査の結果、農地の用途変更1件、意見は特になかった事を報告します。

議長

只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり、特に意見がなかったことから、「計画の変更についてはやむを 得ない」とする事で、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 「計画の変更についてはやむを得ない」とする事に決しました。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、 議案第10号の案件につきましては、6月5日の告示により効力が発生 する事になります。

これにて、燕市農業委員会第2回総会を閉会致します。 (終了時刻 午前9時58分) 本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この 次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月30日

総会議長	和田正春
議事録署名委員	阿部惠作
議事録署名委員	产和 正教